

志摩市指定金融機関業務委託プロポーザル募集要項

志摩市が行う公金の収納及び支出等の業務（以下「本業務」という。）を行う指定金融機関を指定するため、公募型プロポーザルによる選定に際し、次のとおり募集します。

1. 業務の概要

(1) 業務名

志摩市指定金融機関業務委託【長期継続契約】

(2) 本業務の目的

地方自治法第235条第2項の規定に基づく公金の収納及び支払い事務において、社会情勢・社会構造の変化に合わせたより一層の住民サービスの向上を図ることにより、公金収納の課題を解決するとともに安全かつ効率的な公金取扱業務の実現を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

別紙1「志摩市指定金融機関業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務場所

志摩市役所本庁舎内

(5) 契約期間

議会の議決後または議会の議決後に契約締結した場合は、その締結した日から令和12年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(6) 指定の期間（業務期間）

令和8年4月1日～令和12年3月31日

ただし、引継ぎ期間は、別紙1「志摩市指定金融機関業務委託仕様書」のとおり

2. 実施形式

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格要件

(1) 本業務のプロポーザルに参加する者は、住民サービスの向上及び業務効率化の提案を供する意思があり、公告日から契約締結の日までの間、次の全ての要件を満たすものとします。

ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ. 令和7年12月1日現在で志摩市契約規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿の「2504 公共サービス業務3 収納代行」の部門に登録されていること。

ただし、当該名簿に未登録の者にあっては、登録手続きを行い、令和8年2月1日までに登録を行うこと。なお、志摩市競争入札資格者名簿は三重県市町総合事務組合における審査完了月（毎月25日までの審査完了分）の翌月1日に登録となるので注意すること。

ウ. 志摩市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと。

エ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始、若しくはそれらの申立てがなされている者、又は手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

オ. 志摩市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等に該当しない者であること。

カ. 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(2) 上記参加資格条件をみたす者のうち、志摩市（以下、「本市」という。）内に本

店又は支店を有し、指定金融機関として適切に業務を遂行できる体制が整えられ、過去10年において、本市又は三重県内他地方公共団体の指定金融機関として公金取扱いの実績を有している者を選定の対象とします。

4. スケジュール

本募集にかかるスケジュールは、別紙2「志摩市指定金融機関業務委託募集スケジュール」のとおり。

5. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

「参加申込書（様式2）」及び添付書類を11(1)に示す書類提出先へ一括して持参又は郵送（簡易書留）にて提出してください。

[提出書類一覧（参加申込書）]

No.	提出書類の名称	様式等	規格等
1	参加申込書	様式2	
2	同種業務実績届出書	様式3	過去10年において、本市又は三重県内他地方公共団体の指定金融機関として公金取扱いの実績
3	納税証明 (税金に未納のない証明)	写し可 (発行から3か月以内)	国税：税務署発行 県税：本社（本店）所在地の都道府県県税事務所発行 市町村税：本社（本店）所在地の市町村発行
4	事業者概要書類	任意	事業者の概要がわかる書類（パンフレット、ホームページの事業者概要・沿革等）

(2) 受付期間

公告日から令和7年12月24日（水）午後5時15分までの必着とします。ただし、持参の場合は、志摩市の休日を定める条例（平成16年志摩市条例第2号）第1条第1項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）及び正午から午後1時までの間を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間に提出してください。

(3) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、「参加資格審査結果通知書（様式4）」により、郵送にて参加者に通知します。

6. 提案書類の作成、提出方法

参加資格審査結果通知書を受けた者は、下記に定める書類を11(1)に示す書類提出先へ一括して持参又は郵送（簡易書留）にて提出してください。部数は、下記に示す提出書類のうち様式5は1部、企画提案書は10部提出してください。受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は、本業務への参加資格は無効とします。また、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めません。

[提出書類一覧（企画提案書）]

No.	提出書類の名称	様式等	規格等
1	企画提案書の提出について	様式5	

2	企画提案書	任意	<p>作成にあつては、商号又は名称及び代表者氏名の記載のないものとし、下記の企画提案書作成上の留意点に留意し、仕様書（別紙1）を踏まえ、次に掲げる各事項について提案等を記載することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全性 ・リスク管理（個人情報等の管理含む） ・災害時等の事業継続体制 2 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・出納業務（収納、支払、法人用ネットバンキング、日計表作成、両替・振込・振替等） ・手数料（出納業務にかかる手数料の設定、考え方等） ・手形貸付借入・一時借入金の利率等の考え方 ・公営企業の出納業務の取扱い ・集金等の業務 3 実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・業務管理体制（配置人員含む） ・各金融機関との調整等 ・移行スケジュール（引継ぎ含む） 4 出張所の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内出張所の構想（ゾーニングイメージ） ・出張所開設までの概略スケジュール ・開設に伴う費用負担の方針 ・出張所開設によるサービスの方針 5 その他 <p>業務の効率化、経費削減、窓口営業時間の充実、ダイレクト納付等サービス向上に関する提案</p>
---	-------	----	--

<企画提案書作成上の留意点>

- ① 用紙の大きさは、A4サイズとし、15ページ以内にまとめることとします。原則、両面印刷とし、ページ数をページの下に記載することとします。ただし、印刷しない面はページ数に含みません。
- ② 必要に応じてA3サイズを折り込むことも可とします。この場合、A3の折込はページ数に含むこととします。なお、全体のページ数の5分の1を超えてA3サイズとして折り込むことは不可とします。
- ③ 2穴綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方とします。
- ④ 専門知識を有しないでも理解できるよう、分かりやすい表現に努めることとします。
- ⑤ 経営の健全性を示す資料として財務諸表を提出する場合は、企画提案書とは別冊（上記①のページ数に含まない資料）として扱うことは可とします。

- ⑥ 企画提案をわかりやすくするための図、グラフ、写真やイラストの使用は任意とします。
- ⑦ 文字の大きさは、10.5 ポイント以上とします。ただし、企画提案書を見やすく、理解しやすくするための図、グラフ、写真やイラストに付随する文字は 10.5 ポイント未満でも可としますが、紙面印刷で目視確認することが可能な大きさとします。
- ⑧ 印刷の色は、任意とします。
- ⑨ 作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入は行わないこととします。
- ⑩ 提案は、1 者 1 提案とします。

7. 出張所の提案

- (1) 市役所本庁舎内の出納室（延床面積：60.72 m²）を開設することを想定とした企画提案とします。
- (2) 現地見学を希望する場合は、下記のとおり申し込みしてください。

申込期間	公告日から令和 8 年 1 月 14 日（水）まで
見学可能期間・時間	公告日以降令和 8 年 1 月 22 日（木）まで 午前 10 時～午後 4 時の間 ※ 土曜日、日曜日、祝日は除く
申込方法	電子メールにて、次のことが確認できる内容を入力し、送信先のアドレスへ送信して申し込みしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 件名：志摩市指定金融機関選定企画提案の現地見学について（事業者名） ● 見学希望日時：第 3 希望まで記載 ● 見学予定者の氏名、在籍部署・職名 ● 送信先：suito@city.shima.lg.jp
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 見学の人数は 3 名までとし、時間は 1 時間以内とします ● 見学日時の決定は、メールにて返信します

- (3) 出張所を開設するスペースの貸付または使用に係る年間の 1 m²あたりの単価は、145,647 円とします。ただし、志摩市会計規則等に基づき算出するため、変動があります。
- (4) 出張所開設にあたる庁舎の改修は、庁舎設備等との接点となる側（一次側）は市の負担とし、出張所側で利用する設備機器及び備品、その接続に関する（二次側）は出張所側が負担することを想定しています。
- (5) 出張所開設に関する契約は、仕様書で定める提案内容の反映、及び上記（3）で示す貸付または使用に係る費用及び納付方法、上記（4）の負担等を定める必要があるため、別途締結します。

8. 審査方法及び審査内容

別紙 3 「志摩市指定金融機関業務委託公募型プロポーザル方式審査要項」参照。

9. 質問及び回答

- (1) 参加申込にすること

参加申込に関する質問については、様式 1-1 により、質問内容を簡潔に記載し、電子メールにて送信することとします。電子メールの件名を「志摩市指定金融機関業務委託プロポーザルに関する質問について（事業者名）」とし、様式以外のファイルは

添付せずに、「suito@city.shima.lg.jp」まで送信してください。（午前8時30分から午後5時15分の間に電話により出納室まで受信確認をすること。）なお、電話による質問は受付しません。

質問受付期間は、公告日から令和7年12月17日（水）の午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

回答については、令和7年12月19日（金）までに、志摩市ホームページ上で回答します。

(2) 企画提案書内容及びヒアリング等に関すること

企画提案に関する質問については、様式1-2により、質問内容を簡潔に記載し、電子メールにて送信することとします。電子メールの件名を「志摩市指定金融機関選定企画提案書の質問について（事業者名）」とし、様式以外のファイルは添付せずに、「suito@city.shima.lg.jp」まで送信してください。（午前8時30分から午後5時15分の間に電話により出納室まで受信確認をすること。）なお、電話による質問は受付しません。

質問受付期間は、令和8年1月5日（月）から令和8年1月9日（金）の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。回答については、令和8年1月14日（水）までに、参加資格要件を満たした参加申込者全員に電子メールにて回答します。

10. 契約交渉相手方の決定及び契約等

(1) 契約交渉相手方等の決定

ヒアリング審査の結果により、契約交渉相手方及び順位を決定します。

(2) 審査結果の通知

提案者全員に対し、書面により、契約交渉相手方及び順位を通知します。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、任意様式により、審査結果通知日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に行ってください。

(4) 契約内容の交渉

契約の内容、仕様等については、提案された内容等を踏まえ、契約交渉相手に選定された者と交渉し決定します。

(5) 次点者との交渉

契約交渉相手に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行います。

(6) 議会の議決及び指定金融機関の指定等

指定金融機関は、令和8年3月志摩市議会の議決を経て決定（指定）されます。

なお、上記契約については、議会の議決を経て本契約としての効力が生じます。

11. 書類提出先・問合せ先

(1) 書類提出先

志摩市役所 出納室

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方 3098-22

(2) 問合せ先

志摩市役所 出納室 担当：濱崎、石神

TEL：0599-44-0215 FAX：0599-44-5260

e-mail: suoito@city.shima.lg.jp

1 2. 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

契約交渉相手の選定後、提出された書類及び審査の過程等を除き、選定した契約相手方及び各申込者の総合評価点数については公表します。

1 3. 参加・提案費用の負担に関する事項

提案書等の提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加に関する費用はすべて参加申込者（提案者）の負担とします。

議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、準備等のために支出した費用はすべて参加申込者（提案者）の負担とします。

1 4. その他

(1) 参加申込後の辞退

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式 6）を持参又は郵送にて提出してください。

(2) 虚偽記載等

参加申込書、提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。

(3) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定します。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は、参加申込者（提案者）に返還しません。

(5) 予算の減額又は削減に伴う契約の解除等

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

※本要項関係配布書類

- 1 志摩市指定金融機関業務委託仕様書
- 2 志摩市指定金融機関業務委託募集スケジュール
- 3 志摩市指定金融機関業務委託公募型プロポーザル方式審査要項
- 4 様式 1-1～7